令和８年第５回清瀬市まちづくり委員会 会議録

Ⅰ　開催日時

日時：令和８年８月 25 日（火）午後６時～

場所：清瀬市役所　４階研修室

Ⅱ　出席委員

大室委員長、野村副委員長、荒井委員、北原委員、小山委員、酒井委員、里見委員、重冨委員、清水委員、杉山委員、髙草委員、徳井委員、中村委員

事務局：戸野地域振興部長、清水市民協働課長、大脇協働係長、石原協働係主任

Ⅲ　欠席委員

片桐委員、小林（由）委員、小林（陽）委員、城山委員、谷口委員、津村委員、望月委員

Ⅳ　議事

１　開会

大室委員長：令和８年第５回清瀬市まちづくり委員会を開催いたします。事務局よりお願いいたします。

２　事務局より

事務局（大脇）：こんばんは。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただきありがとうございます。本日の欠席についてご報告いたします。小林陽委員、谷口委員、片桐委員、城山委員より欠席の連絡をいただいております。次に、次第をご確認ください。(2) 番目、配布資料の確認をさせていただきます。８月 19 日に皆さまへ開催通知、第５回まちづくり委員会次第、第４回まちづくり委員会会議録、第３回まちづくり委員会会議録、各委員の修正をまとめたもの、意見聴取のまとめ、清瀬市まちづくり委員会の手引き（案）、市民提案№.８から№.11 をメールでお送りしております。なお、昨日８月 22 日土曜日までにご回答いただきました意見聴取を反映したまとめを皆さまにお送りしております。また、清水委員、徳井委員、野村副委員長、中村委員以外の委員には、事前にお送りした資料を机上にて配布させていただいております。ご確認ください。次に、(3) 番目、第４回の会議録でございますが、８月 31 日月曜日までに御一読いただき、修正点等がございましたら、見え消しをした上で、事務局の方へデータをお送りください。よろしくお願いいたします。(4) 番、新規の市民提案につきましては、前回のまちづくり委員会以降４件ございましたので、そちらはデータで先日お送りしております。(5) 番目、本委員会における議事要旨及び会議録の公開に関する意見聴取についてでございました。こちらにつきましても、まとめたものをデータでお送りしております。こちらは８月３日に皆さまにお送りし、12 名の委員から意見表明をいただきました。その最終まとめは昨日お送りしておりますので、ご確認ください。以上で、事務局からの報告を終わります。

大室委員長：続きまして、前回の報告になります。第４回では、議事録、議事要旨について話し合われ、意見聴取をさせていただきました。こちら集計したものがお手元にあ

るかと存じます。こちらの事前資料をご覧いただき、改めて賛否の意見を踏まえ、今月の本会議で決議できればと考えております。前月の質疑で、もし今、ご質問がございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、協議事項に移らせていただきます。会議録等につきましては、お手元の資料の意見聴取は目を通していただいたと存じます。すべてを一度に議論するのは難しいと存じますので、会議録と議事要旨の両方をどのように開示していくか、それから、氏名の記載をどうしていくか。もう１点、小部会での記録について、この３点を皆さまに決議させていただきたいと思います。

まず、会議録と議事要旨の両方をどのように開示していくか、改めてご意見のある方は、賛成か反対かを宣言の上、お話しいただければと存じます。ご意見のある方、お手を挙げていただければと思います。徳井委員、お願いいたします。

徳井委員：私自身は、会議録のみの公開に賛成いたします。今回この最終取りまとめをしていただきましたが、例えばＱ３であれば「賛成５、反対６」と書かれています。しかし、「反対６」の中には、「会議録の公開については問題ありません」という意見が２つ含まれていると考えます。したがって、議事要旨のみの公開という意見はないのではないでしょうか。要するに、会議録のみを公開するのか、会議録と議事要旨の２つを公開するのか、ということがこの最終取りまとめの中で論点となっているように思います。その上で、逐次発言をまとめた議事録は読みにくいといったご意見がございましたが、それは会議録ですね。会議録をそのまま掲載するか、それとも分かりやすい言葉で書くかというところが論点であったと存じますが、分かりやすい言葉で書くというのは、まちづくりの基本条例の中では「広報」に当たり、情報公開の部分ではないと考えております。要するに、住民に分かりやすい言葉で行政のあり方や進め方を伝えるのは、条例の中では広報の役割であり、会議録の公開とは切り離して考えるべきであると存じます。以上です。

大室委員長：ありがとうございます。他にご意見のある方いかがでしょうか。会議録のみというのが、この反対意見の中に含まれていたのではないかと事務局と私どもでは見ておりましたが、今の徳井委員の意見を踏まえて、会議録のみか、両方の２つをどうするかというところで決議できればと思います。決議に関しては、後でまとめて行わせていただきます。

続きまして、公開にあたっての氏名を記載するか否か、ここでの意見をお持ちの方、挙手をお願いいたします。後に挙手にて決議させていただきますが、開示は資料では８名、非開示は３名という状況でございます。

続きまして、市民提案。条例審査部会、この小部会の会議録の公開作成、公開についてご意見のある方挙手をお願いいたします。現状、市民提案の会議録公開は賛成２名、反対が９名、条例審査部会の会議録公開は賛成が５名、反対が６名という状況でございます。こちらの会議前に、この賛成反対の中に、部会に属す方がどの程度なのかという質問をある委員から受けました。こちらは事務局把握しておりますでしょうか。

先立ちまして、この市民提案の会議録について、市民提案部会の方が何名いるか、条例審査部会の会議録について、条例審査部会の方が何名いるか、これは決議に関して情報として必要か否かを伺いたいのですが、必要ないという方お手を挙げていただいてよろしいでしょうか。

徳井委員：内訳が欲しいと言ったのはおそらく私です。私からご質問したことだと思いますが、例えば市民提案部会と条例審査部会で言えば、条例審査部会の方がより公の性質が強いものとなります。また、相手方というのは清瀬市そのものなんですね。条例審査部会というのは、市民提案部会とはきちんと切り離して考えなければならないと思います。私たちは清瀬市役所の部局であり、条例審査部会は部局を相手にして話をする以上、これは本会議と同じように、議事録というもの、つまり会議録については必要だろうと思っております。市民提案部会とは切り離して考えるべきものだと思っています。また、条例審査部会における会議録の作成については、部会の構成員の意見が重要であると思っています。つまり、清瀬市役所が条例に基づいて正しく行政行為を行っているかというところを見るにあたって、ここはしっかりと部会の構成員がその話の内容をきちんと発言として残すかどうかが重要だと思っています。その点で部会の構成員の意見が非常に重要であるという趣旨で、大室委員長に申し上げました。

大室委員長：ありがとうございます。今の徳井委員の意見に疑問や質問はございますか。部会の構成員の内訳につきましては、考慮の中にはぜひ入れていただきたいと思いますが、抜きにしていきましょう。

徳井委員：抜きにするというところの根拠が分からないので、その部分すぐ出ますよね。1時間くらいすれば。これは記名ですので、今一生懸命やってくださっているので、そんなに時間はかからないと思います。条例審査部会は確か６名ということになりますので、その条例審査部会の賛成反対の中に、おそらく賛成の方、調べていただければ５名ですから、その中に条例審査部会が何人含まれているのかというところを見ていただければ、６人のうち、どれほど賛成でどれほど反対かということが分かると思います。その中で、条例審査部会の中で反対の方がいらっしゃったり、賛成の方で少数意見があると思うのですが、そういったところで話をする必要があるならば部会の中で話をすべきだろうと思います。この本会議の中で、部会の会議録までを今一気に決議するの

は難しいのではないでしょうか。

大室委員長：徳井委員ありがとうございます。この協議事項が終了しましたら部会ワークに移ります。その際に、少し時間を割いていただき、報告の際には、我々が集計の中から内訳、人数の比率を発表させていただきます。その後、市民提案部会、条例審査部会の公開については、採決をとらせていただくという形でよろしいでしょうか。

では、会議録のみか、両方の会議録の公開か。もう１点、会議録の公開につきまして、氏名の記載をするか否か、この２点につきまして、決議をとらせていただきたいと思います。

初めに、会議録のみの公開か、もしくは両方の決議になります。会議録のみの公開を希望される方、挙手をお願いいたします。８名です。両方を公開していくことに賛成の方、挙手をお願いいたします。３名です。

会議録のみ公表していくことに賛成の方は、荒井委員、北原委員、小山委員、酒井委員、清水委員、杉山委員、徳井委員、中村委員、以上８名。会議録・議事要旨両方の公開に賛成の方は、里見委員、重冨委員、髙草委員、野村委員、以上４名。８対４ということで、会議録のみの公開とさせていただきます。

続きまして、会議録の公開につきまして、氏名を公開していくことに賛成の方、挙手をお願いいたします。荒井委員、北原委員、小山委員、酒井委員、里見委員、清水委員、杉山委員、徳井委員、中村委員、野村委員、以上 10 名です。氏名の公開を控えることに賛成の方、挙手をお願いいたします。重冨委員、髙草委員、以上２名です。氏名につきましては、公開していくことで決定いたします。

続きまして、部会ワークの方へ移らせていただきたいと思います。ご面倒ですが、お席の移動にご協力いただければと思います。

<u>部会討議</u>

中村委員：条例審査部会では、公表のプロセスをすべて公開することに対しての不安などもありました。しかし、基本的に会議録を公開するということで話がまとまりましたので、その会議録に氏名を公表することについても、公開するということで話がまとまりました。今回の新しくきた市民提案のように、市民の方から事務局に寄せられる意見の中で、例えば公開したことによって、「〇〇委員がこんなこと言っていたけれど、その意見に対しては反対です」だったり、「おかしいんじゃないか」のような、個人攻撃ではないにしても、個人に対する意見があった場合は、個人名は伏せて「こんな意見がありました」という形で、委員には提示してほしいということも併せて話し合われました。

委員長を含め委員に対しては、個人に対する名前は伏せていただいて、個人に対するものが来た時はその情報については共有してほしいのですが、その「誰に対して」という部分は事務局の中で納めていただくことも併せてお願いしたいと思います。以上です。

大室委員長：ありがとうございます。市民提案の小部会、意見をお願いいたします。

野村委員：市民提案部会における会議録の作成については、本日参加するメンバーで議論した結果、反対という意見で一致しました。理由としましては、自由な議論の阻害があるのではないかということと、最終的な報告会で委員会の中で議論した内容を報告し、それは議事録に載りますし資料も作成しますし、結果が報告会で分かれば、ここでのディスカッションのプロセスすべては不要なのではないかという意見が上がったため、今日のメンバーでは公開は必要ない、反対ということになりました。以上です。

大室委員長：ありがとうございます。踏まえますと、市民提案は会議録の非公開で、条例審査部会は会議録を公開し、氏名も公開。意見聴取の結果も、市民提案は反対が５名、賛成が１名、条例審査部会では賛成が３名、反対が２名、無回答が１名という状況でしたが、お互いの部会の決定、意見に対してご意見等はございますでしょうか。無いようであれば、条例審査部会の方は、会議録と氏名の公開をしていく。市民提案部会に関しましては、非公開とするということで総意としてよろしいでしょうか。

複数委員：はい。

大室委員長：ありがとうございます。新しい市民提案が４件届きました。こちらの振り分けを少しだけ今、５分ほど話し合っていただきたいのですが、市民提案部会で扱うのか、条例審査部会で扱うのか、また、どちらでもないのかという意見を５分ほど話し合っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

大室委員：では、新しい市民提案４件につきまして、ご意見を賜りたいと思います。ご意見のある方、分かれていると思いますので、部会の方からまとめていただいてもよろしいでしょうか。

野村委員：４件の提案内容を拝見すると、病院に関するようなことは、こちらの市民提案部会で扱っても良い内容かなというところがありますが、残り３件については委員会のあり方だったり、運用方法に対するご意見なので、もしかしたら条例審査部会の方で扱っていただくのが良いのではないかというのが、意見の総意です。以上です。

大室委員長：ありがとうございます。

徳井委員：野村委員がおっしゃられたように、傍聴の件、あるいは資料の公開の件というのがありますが、元々条例審査部会というのは、この附属機関である委員が清瀬市に

対しての条例審査を行うものであって、今回例えば先月の部会において傍聴するときに異論が出たということについては、この委員会に対しての疑問なわけですよね。これは私たちが条例審査をすべきものではないと考えています。要するに、どういった状況なのかということについては、これは市民提案部会にまず明らかにしていただかなければならないだろうと思っています。これが市民提案部会の中で起こったことを我々が審査するというのは、条例審査部会の業務内容ではございませんので、こちらについては、傍聴したいと言った方に対してなぜ異論を出したのかということも含めて、そちらの部会の方、市民提案部会の方で議論していただく内容だと考えております。また、条例審査部会におきましては、何一つ隠さないということを行います。要するに、資料についても公開していただいて結構です。逆に資料について公開していただかなければ、条例審査部会で話している内容は市民の方々に伝わりませんので、資料の公開、それから我々の議論の内容というものも一切包み隠さず出すということになりますので、これに対して、我々は部会としてはそういった回答になりますが、今回その傍聴についてどうするのか、つまり、事前に非公開か公開かをきちんと明らかにしておかなければ、これは原則公開なわけです。こういった条例に書かれている内容について、やはり我々委員はそういった原則がどうなのかということをきちっと理解をしてから、傍聴してくださっている方々に異論を言うなどしなければならず、非公開ということをあらかじめ言っていないのであれば、これはもう公開しなければならず、異論をどうして傍聴者の方に言ってしまったのかということについては、それは市民提案部会の方で考えていただかなければならないと思っています。その上で、全体的に傍聴の方にどういったものを公開し、非公開にするべきかというのは、部会で話し合うべき問題ではなく、これは全体会議の中で話し合うべきものだと考えています。最後の災害についてという部分については、これは少し性格が異なるものではないかと考えています。市民提案部会でお話しされるのが原則ではないかと思いますが、もしこの災害において、清瀬市の方で定めているものが適切なのかどうかというような疑問が市民提案部会の方で出るのであれば、それは条例審査部会の中で清瀬市の関係部署にヒアリングするなどして、完全に縦割りで部会をやるわけではなく、きちんと連携しながらお互い役割分担をしながら、より良くやっていくにはどうしたら良いかということを我々委員会として全体として図っていきたいと思っています。以上です。

大室委員長：ありがとうございます。

徳井委員：委員会の運営についてというのは、まず全体でお話しすべきものだろうと思っています。条例審査部会としては公開するので、そもそもこの提案について問題になりません。この提案８については、我々条例審査部会に対して投げかけられたものではないだろうと思っています。要するに、すべて公開ということになっております。ナン

バー９についても、資料については配布していただいて結構でございますので、こちらについても、我々は何一つこの市民提案について異論を挟む余地はないと考えています。ただし、これは市民提案部会で話していただくようなものではなく、全体会議の中で決めていくものではないかと思っています。こちらで回答になっておりますでしょうか。

大室委員長：ご意見ありがとうございます。部会で話し合うべきか、全体で話し合うべきかということにつきましては、全体で一度話し合うべきなのか、確かに全体への意見ではあるので、どちらかということではないのかなというのがご意見の総意になるのかなとは思います。この市民提案 8、9、10、11 につきましては、改めて全体で話し合う機会を設けていこうと思いますので、徳井委員の意見について、ご意見があれば市民提案部会の方で、ご意見いただきたいと思うのですが。

野村委員：先ほど回答した以外にあまり多く議論していないので、ここの総意では全くないのですが、私が先ほどのような意見を上げてしまった理由としては、今回メールでご提案いただいた「清瀬市まちづくり委員会の手引き」というものが出てきていて、委員会として、各事務局委員長や進行、公開などが、今後この手引きに整理されていくのを想像しました。ごめんなさい。ちょっと理解が及んでいませんが、この手引きは市民に公開するものという前提で、私は今話しています。公開される場合はこちらで回答に近いものを作っていって、回答者別のものになるかもしれないですが。そんなイメージがあったので、もしかしたらそちらで扱うことになるのかな、ということを思って私は言いました。

大室委員長：ありがとうございます。他にご意見ございますか。

野村委員：ただ、委員のあり方を傍聴席から見ていてのご意見なので、我々は全員で取り組んでいくという姿勢には賛成です。そう思います。

大室委員長：提案として扱うべきか、意見として受け止めるべきか、これはどうでしょうか。

野村委員：市民提案として上がってきたものに関しては、フローとしておそらく提案するか、回答書を提示するかという、この２つの出口しかないはずなので、何かしらの形では、はい。市の回答は最低限回答、提言しないのであれば回答という、そういう扱いだと思います。市民提案の認識が間違っているのか、事務局さんのご意見を伺いたいです。

大室委員長：事務局、いかがでしょうか。

事務局（清水）：議論全体で話し合っていただき、その結果がどうなるかというところも

あるかと思いますが、その結果、先方へ書面でお伝えするなどの対応になるかと存じます。

大室委員長：３件につきましては、市民提案として受け入れて返答を出していくこと、我々委員として部会ではなく全体で話し合う時間を設けるということで総意とさせていただければと思います。市民提案 11 につきましては、市民提案部会で扱っていただく形でよろしいでしょうか。

徳井委員：私は縦割りをしないと申し上げました。したがって、市民提案部会の方で、清瀬市の条例がどうなっているのかといったところの疑問があるのであれば、こちらの方に条例審査部会の方に、市民提案部会から「ここについて例えば災害のある定めについてきちんと清瀬市は整備しているのか」など依頼をかけていただければ、当然条例審査部会の方ではそういったものについても連携して動いていくことになるかと思います。なので、まずは最初の取っ掛かりとしては市民提案部会に取り組んでいただいて、必要であればこちらの方にご依頼くださいという形でよろしいかと思います。

大室委員長：ありがとうございます。市民提案 11 につきましては、一旦、市民提案部会に預かっていただき、４件の処理とさせていただきます。振り分けとさせていただきます。それでは、部会ワークの方に移っていただきたいと思います。30 分ほどお時間をいただいて、話し合いを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

部会討議

大室委員長：そろそろお時間となります。部会ワークの方、部会ワークの報告をお願いしたいと思います。市民提案部会、条例審査部会、３分程度で報告の方をお願いいたします。条例審査部会の方からよろしくお願いいたします。

徳井委員：条例審査部会から本日の議論の内容についてご報告をさせていただきます。まずナンバー２の市民提案につきましては、市民提案の減少というのは、最近の市民提案を見てみますと、議事録についてというところでかなりの提案をいただいております。あるいは、まちづくり委員会のあり方というところでご提案をいただいておりますので、この委員会の議論を多く聞いていただき、実際に意見をいただいている方が多いのかなと思っております。したがって、この市民提案の減少というところについては、今現状は当たらないのではないかと考えています。それから、まちづくり委員会におけるまちづくり条例の遵守ということになっていますが、公募の委員は男女同数を原則とするというところで、原則としてそうだということは間違いございません。委員長が引き続いて男性であることについては、これは男女同数などといったものにはあまり関係しないのではないかと考えております。どちらかというと、委員長が男性であることに

よって委員である女性が発言しにくいといったようなことがあれば、これは男女同権としては問題があると考えますが、このまちづくり委員会においてそういった女性の発言が少ないということは認められませんので、これは条例に対して違反しているとは言えないと考えております。また、10 条３項の公開を原則とすることに関しましては、本日全体会議でも会議録を公開することが決まりましたし、また条例審査部会においては資料、それから発言等について一切隠さないということになっております。すべて公開することになっておりますので、条例審査部会としては、ここについては、いただいたご意見の通りと考えます。というのが我々の最終的な回答ということになります。それから、まちづくり委員会が円滑に機能していないのではないかということについては、これは現在、我々条例審査部会としてはかなり改善を図っております。これ以上改善できないのではないかというくらい、すべて公開とさせていただいております。したがって、ここについても、提案してくださった方については、一定のご理解をいただくとともに、今後の議論というものを期待してお待ちいただけるのではないかと思っています。ナンバー３につきましても同様だと考えます。先月の議論を踏まえての市民提案が増えてきておりますので、傍聴してきてくださっている方々、皆様のご協力というのもあって活性化してきていると考えています。他にナンバー８、議事録の作成については、先ほど申し上げた通りで他の市民提案の回答と同じになります。また、回答期限等につきましては、これは我々の委員会が１ヶ月に１回の開催となりますので、そちらについてはご理解いただくしかないと思います。また受理については、それはもう受理した時点で提案してくださった方には受理したというご連絡をすべきだと思いますが、ほとんどフォームでの提出になりますので、このフォームの提出を受け付けたという自動返答によって受け付けたということになりますので、この受理の連絡がないと言っている方に対しては、このフォームでの提出というのは自動回答となっておりますというご説明をするのだと思います。傍聴人の方への資料というものについても、我々条例審査部会としては配布しなければ、傍聴していただいているのに、議論の内容が分からないということになりますので、それはよろしくないだろうということで、配布してくださいと考えております。また部会においても、傍聴席を必ず作ると。傍聴席を作らないから、おそらく市民提案部会の方に先月接近しすぎて、「あまり近寄らないでください」ということになったのかもしれませんので、公開している以上、きちんと部会においても傍聴席を作るということは徹底するということが条例審査部会としての意見になります。提案８、９、10 についてはすべて同様の意見と思っておりますので、こちらを回答とさせていただきます。以上です。

大室委員長：市民提案部会の方、よろしくお願いいたします。

野村委員：市民提案部会の小部会１グループからの発表をさせていただきます。私たち

は今回、前年度いただいた前年度のナンバー７、自然とともに生きる提案というところに対しての、提案者の意図の整理と実態がどうなっているかというところで情報を集めさせていただきました。提案者の意図が少し組みにくく、「雑木林を増やしていくことによって健康や暑さから、または天候から防ぐ」とか、「イベントがなされればいいんじゃないか」とか、「子どもの原体験ができれば」など、かなり末端にある希望が多くあります。なので、この書面からだけだと、なぜこれを最初に思いついたのかはやや分かりにくいのですが、その中で考えた結果、雑木林という言葉を使われてしまうと、雑木林の本質がやはり基本的には保護になってしまうので、あまり集客を伴うイベントなどを実施するのは望ましくない可能性があります。あと雑木林自体が清瀬にもちろんマッピングで見ると点々としっかりあるのですが、所有者が東京都であったり清瀬市であったり、民間であったりと、持ち主がバラバラです。持ち主がバラバラということは、それぞれの場所によって管理体制やルールも様々であり、そこで実際にこの提案者が望まれているイベントなどができるかどうかというのは、なかなか今すぐ情報が取りにくいというのがあります。観光協会もやはり清瀬市で頑張っているところもありまして、もうすでに雑木林で例えばウォーキングイベント、ハイキングイベント、あとはクラフト体験であったりとか、子どもの体験、野菜の収穫体験であったり、そういった既存イベントが既に開催されています。開催があるところに関しては、持ち主が誰かというのはちょっと今情報取れていないのですが、おそらくそこの場所の管理体制としてはイベント実行ができると考えておりますので、市民提案としては、提案者の意図が見えにくいところもあって市民提案としては今現段階では提案がしにくいのですが、そういったものがあるということは回答ができるのではないかと思います。１班からは以上です。

北原委員：２班です。火葬場について、ナンバー８の提案ですけれども、ワークの進め方、０から５に沿って、広く浅くという形でしか少し話せませんでした。非常に難しい問題ということもありますが、まず①の本質の整理のあたりですが、提案者の意図というところを想像ですがしてみました。やはり清瀬に昔から住んでいらっしゃる身内の方も近隣にたくさんいる方というような想像の中で、昔ながらの葬儀というものをイメージしていらっしゃるのだろうなというところです。そこからどのような課題が出てきたかというところも、まず②の情報収集、現状把握というところでは、今ネットで調べたところでは建設費用であるとか、手続きには埋葬等に関する法律であるとか、都知事の許可、それから建築法の厳格な義務づけ等があるということまでは、簡単なネット検索で分かりました。さらに所沢と府中という話も出てきましたので、それが公設であるのか、民設であるか、公設公営か公設民営であるかあたりを調べてみたところです。そこで清瀬はどうやったらできるのかというのを想像するというところでは、③の課題の整理というところになってくると思うのですが、近隣の許可であるとか、広域で共有することはできるのかという、少しグローバルな話になってしまって、私達には想像がつき

ませんでした。それから解決策の立案というあたりになってきますけれども、そこまでまだ全然追いつかないのですが、広く浅く話した中では、サポートして欲しいのではないか。移動できる方法であるとかタクシーとか金額とか、福祉家庭があるとか、市民課の相談窓口もあるのではないかというのをネット検索で今分かったところです。そういうところでの相談を進めていく必要性、それから解決策の中には、今コロナ禍の後、色々な葬儀のパターンが出てきたというところで、家族葬などでは葬儀場が明らかに増えているのではないかという予測、小さな本当に一軒家ぐらいのところの葬儀場はたくさんできている実情は私個人的には把握していたり、皆さんも、そうだねと話も出たのですが、葬儀場も一緒に併設ということであれば、そこは切り離してたくさんあるではないかというような、お話もできます。他にはネットであるとか葬儀屋さんとかの検索方法、相談の仕方というところが、解決策の１つになってくるのではないかという話まではできました。私たちはその条例であるとか、法律であるとかというところには、今の段階では分からないので、これは次回の宿題で私たちそれぞれで調べてくる必要があるなというところで終わっています。他にＱ４の見込める成果点と貸し出し点というところも、今葬儀屋さんなどで相談すると解決するところもあるし、やはり提案者の意図を考えると昔ながらのことを考えてくださっている方なんだなというところまでは想像しているところです。以上です。

大室委員長：ありがとうございます。各小部会への質疑応答、ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

徳井委員：１つ申し上げるのを忘れていた部分がございます。ナンバー２の市民提案につきまして、（２）の注１、清瀬市のホームページが更新されていないという指摘につきまして、これは事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

大室委員長：事務局、お願いいたします。

事務局（石原）：提案をいただいた時にはまだホームページを更新していなかったのですが、今は令和８年度のまちづくり委員会のホームページを公開しております。一応本会議が終わった後に来月の情報状況だったり、添付資料の方を載せるようにしております。議事録の方がまだ決着がついていないので、議事録の方は添付をしておりません。以上になります。

徳井委員：今、私の方でホームページの方確認させていただいたのですが、本日の開催予定が載っていないので、７月の開催予定が最後になっております。傍聴をチェックされたい方については、これではチェックできないということになっており、これは少し問題であると考えます。今年度の開催日はもう決まっていると思いますので、年間スケジュールとして、これは事務局の方に出していただきたいと思うのですが、こちら委員

長、皆様のご意見を聞いて事務局の方に、委員会から提言ということにさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

大室委員長：ありがとうございます。今の意見につきましては決まっていることなので、公表していただければと思います。よろしいでしょうか。

事務局（大脇）：今日皆様にデータでお送りした分で、個人情報などがない状態のものをすべてホームページにアップするのと、傍聴の方にも同じものを傍聴席にご用意して、それは帰る際には返却していただくと、そういった流れでよろしいでしょうか。

徳井委員：条例審査部会の方でお話ししている内容につきましては、傍聴に来ているか否かにかかわらず、市民の方々にすべて資料を公開するというのが条例審査部会の立場ですので、傍聴に来ておられる方々から資料をお返しいただく必要はないと考えております。すべて公開ということですね。なので、我々が言っているのは、本日条例審査部会としてご意見を出しておりまして、今委員長にお願いしたのは、それについてきちんと決議をとって、その事務局に対して提言するのであれば、この場で提言しなければならないということを申し上げたということになります。決議をとる、とらないもそこは議事の進行にお任せはさせていただきますが、そもそも条例審査部会の資料についてはすべて公開をするということで問題ございません。ただし、議事次第についてもきちんと事前に出さなければ、それは傍聴に来るかどうかを決める手立てがありません。通常、行政の方の公開会議というのは、最初にきちんと議事次第を出しています。どういった議事があるかによって傍聴に来るかどうかを決めるものであって、こんなにも資料が出ていないものを、傍聴に来るかどうかを決める手立てが何一つないということになってしまいますので、それはよろしくないと考えます。したがって、議事次第であったりとか、どういった議事について話し合うのかというような事前に配布されている資料について、個人情報が載っていないということを確認したら、それはもちろん事前に配布すべきものだと考えております。それが今回いただいた市民提案の内容ということになると思いますので、条例審査部会からそういった意見を出させていただきます。

大室委員長：ありがとうございます。今の徳井委員の意見を受けて、我々委員の方で１つ意見をまとめさせていただきます。資料につきまして、すべてを市民に公開する、議事進行次第も含めて、ホームページ上に公開していく。この件につきまして、委員の皆様へ、賛成か否かをお伺いしたいと思います。

徳井委員：１つだけ前提と趣旨でよろしいですか。今回の市民提案にもあったのですが、まちづくり条例というのをしっかりと理解をしてから議論をしろということがこの市民提案にも書かれております。公開が原則ということになります。非公開とするにはそれなりの理由をもって非公開としなければならないと定められています。したがって

ここで賛否をとるということが条例に定められているわけではなく、公開が原則なわけです。非公開にするのであれば、きちんとそのための正当な理由をもって非公開としなければならないというのが条例の定めになりますので、そこの部分をもって、非公開とするのであればその非公開の意見を出した方は、その根拠となる意見も付して言わなければならないということになるかと思います。ですので、簡単に賛成、それとも反対という決め方というのは、これは条例に対しては、よろしくないのではないかと思います。

大室委員長：ありがとうございます。条例に則るということで賛成になるのですが、反対になる方のご意見で、もしあれば今お伺いしたいと思います。

公開していくということで、委員としましては、総意とさせていただきます。これも事務局の方へ持ち越していただき、来月、お答えしたいと思います。先に進ませていただきまして、その他条例審査部会からの提案で、徳井委員の方から手引きをいただきました。これを皆さんに資料として配布させていただいたのですが、ご一読いただき、こちら原案になるということなので、随時改善点であったり、意見等ございましたら、条例審査部会への意見として挙げていただければと思います。その他事務局の方からお願いいたします。

事務局（清水）：その他の部分で、皆様にご相談させていただきたいことがあるのですが、いろいろ市民提案で市民の方から提案していただいているのですが、意図が分からないなどといったこともあるかと思います。提案者の方に来ていただいてヒアリングというのも少し考えたほうが良いのかなと考えております。いかがでしょうか。ヒアリングしたいという意見はございますでしょうか。

野村委員：雑木林の案件に関しては、今ここで議論していても、やはり提案の意図が見えにくいというのは確かにあったので、お呼びするのもどうかなという議論はしていたのですが、ここはむしろ確かに少し意見を伺いたいと思います。私たちが本質の理解をしようと思った時に、清瀬は自然が豊かだ。雑木林が増えた方が清瀬らしくなるのではないか。雑木林ができれば天候からも防げるし、子どもも盛り上がれるかもしれないし、音楽イベントなんて良いじゃないかというような発想でこの提案がなされているように見えてしまったので、提案者を読むのは酷なのではないかという話を、今はしていました。ただご意見をいただきたい、やはり呼んでみたら意外ともっといろいろあったというのも分からないので、この提案者を呼ぶか否かというのは、意見をいただきたいなというところはあります。

小山委員：提案者を呼ぶのはすごく良いと思うのですが、いきなり来られて結局質問攻めになってしまうのもかわいそうだと思いました。なので、一度傍聴に来てもらって、

「こういうことはやっていますよ」という、部会のやっている風景をその方に一度見てもらうのが、一番納得していただけるのではないかなと思っています。いきなりその方をお呼びして、「どういう意図ですか」と言われたら、私だったら少し身構えてしまう自分がいます。なので、そこは提案者の方と、誰が連絡をするのか私は分からないのですが、少しご相談のような感じでやり取りをしてからの方がよろしいのではないかと思います。

事務局（清水）：実際にお声掛けしてみて、「来たくありません」という場合もあるかと思います。そのあたりは事務局の方でコミュニケーションを取らせていただきたいと考えております。すべてを対象にするのか、それとも少しピックアップして話を聞くのかなど、いろいろやり方があるかと思いますが、何かその点でご意見のある方はいらっしゃいますか。

野村委員：ここに来て回答するのか大変だと思うので、私たちがピックアップして、かいつまんで気になったことを文面に起こしてメールでやり取りするなどでも構わないわけですよね。それはあちらがどういうことであれば、ご本人様の意図としては提案が通ると良いなということが本質だと思うので、それを汲み取ろうという意図でこちらが伺って、相手の可能な範囲で回答することはきっとできると思いますから、確かにそういったいくつかの方法を許可いただけるのであれば、その方法も良いかなと思います。

事務局（清水）：ありがとうございます。次の報告会は来年の２月ということですので、あまり時間がないというところもあります。もしよろしければ、皆様、市民提案などをいろいろご覧いただいている中で、「この方から話を少し聞いてみたいな」という方がいらっしゃいましたら、ピックアップしておいていただければと思います。次回までとは言いませんが、もしそういう方がいらっしゃいましたら、メールでも結構ですので、事務局の方に「この方の話を聞いてみたいです」とご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

大室委員長：ありがとうございます。では、事務局の方からお願いいたします。

事務局（大脇）：長時間にわたり、まちづくり委員会の方にご出席いただきありがとうございました。次回のまちづくり委員会は、令和８年９月 15 日火曜日午後６時から、研修室でまちづくり委員会を開催いたします。

大室委員長：以上をもちまして、令和８年第５回清瀬市まちづくり委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

事務局（大脇）：駐車券の処理が必要な方は前方で承っておりますので、お持ちください。